

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県共同募金会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事及び評議員が出席可能な日程調整を行うこと。調整を経てもなお欠席が続く場合は理事及び評議員の構成の変更について検討すること。
- ・ 会長の職務執行状況報告を適切に行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員について、令和5年度の評議員会を全て欠席していた者が見られた。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、評議員の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回は文書指摘しており、その際、貴法人からは「欠席する評議員が出ないように、早期に日程調整を行う。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(審査基準第3の1(3))</p>	
2	<p>評議員の就任承諾書について、承諾年月日が空欄のものが見られた。</p> <p>また、理事について就任承諾書を徴していない者が見受けられた。</p> <p>ついては、評議員及び役員と法人の関係は、委任の規定に従うことから、就任を承諾した日を記載した就任承諾書を徴すること。</p> <p style="text-align: right;">(法第38条)</p>	
3	<p>令和6年6月25日開催の評議員会において役員(理事)選任に関する議案を、候補者ごとに決議すべきところ候補者全員を一括で決議していた。</p> <p>ついては、評議員会において役員(理事又は監事)を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議すること。</p> <p>なお、本件については前回は文書指摘しているので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: right;">(定款第14条第4項)</p>	
4	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p>	

	<p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については前回も文書指摘をしており、その際、貴法人は「連続して欠席していた理事に代えて、新たに日程調整がより容易な者を選任するとともに、日程調整が容易となるよう、理事会の開催予定日を前年度中に設定し出席を依頼した。」と回答しているが改善されていないため、必ず改善すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	
5	<p>令和6年6月25日開催の評議員会において選任された役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか及び選任の要件に該当するかについて、確認を行っていない者があった。</p> <p>ついては、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、本件については前回も文書指摘をしており、その際貴法人は「役員の選任に当たっては、履歴書等を事前に書面で徴し欠格事由に該当しないか等の確認を行う。」旨回答されているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第44条第1項において準用する法第40条第1項)(審査基準第3の1(5)、(6))</p>	
6	<p>監事について、監事の全員が欠席している理事会があった。監事の役割の重要性を鑑みれば、実際に理事会に参加できない者は名目的、慣例的に選任されたとみなさざるを得ず、不適當である。</p> <p>ついては、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>なお、本件については前回も文書指摘をしており、その際、貴法人は「理事会への出席については、可能となるよう調整する。」と回答しているが改善されていないため、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで)(審査基準第3の1(3))</p>	

7	<p>会長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、会長の職務執行状況報告を令和5年度第1回理事会及び第4回理事会において会長が欠席のまま事務局又は常務理事が報告を行っていた。</p> <p>ついては、会長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に出席して報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項、定款第19条第4項)</p>	
8	<p>経理規程第66条第1項について、「合併又は事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合には、その旨及び概要」が規定されていなかった。</p> <p>ついては、所要の規定の整備を行うこと。</p> <p>なお、本件については前回も口頭指摘しているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(会計省令第29条第1項第15号)</p>	